

産前産後休暇取得者の定時決定における保険者算定について

4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員の「定時決定」において、報酬額が著しく低くなる場合に配慮し、組合員本人からの申し出により「年間平均による保険者算定」が行えるようになりました。

1 定時決定

すでに決定されている共済掛金（保険料）等の計算の基礎となる「標準報酬月額」と、組合員の皆さまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、その年の4月から6月までの報酬をもとに9月からの「標準報酬月額」を決定します。

2 年間平均による保険者算定

その年の4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額（年平均額）を報酬月額として算出した等級を2等級以上下回るときは、本人からの申し出により、年平均額を報酬月額として9月からの標準報酬を決定します。

- 適用対象
令和5年4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員
- 算定方法
次のアとイとの間に2等級以上の差があること ※（ア<イ）

ア 4月から6月で算出した標準報酬月額

R5.4	R5.5	R5.6
報酬（基本給＋諸手当）		

（報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月は除きます。）

÷3＝報酬の月額 →標準報酬の等級表に当てはめる→標準報酬月額

イ 年間（産前産後休暇開始日の属する月以前12月）で算出した標準報酬月額

例）産前産後休暇開始日：R5.4.10の場合、産前産後休暇を開始した日の属する月⇒「R5.4」

R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
短期給付標準報酬月額											

各月の短期給付の標準報酬月額の合計÷12月＝報酬の月額

⇒標準報酬の等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

支払基礎日数について

その月の報酬支払の基礎となった日数。(勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日(欠勤、無給の休職、無給の休暇等)は除く。報酬の一部が支給されない日(私傷病休職8割支給、減給処分等)は含む。)

育児短時間勤務者の場合

- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。
(例):週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合 ⇒ $15日 \times 3/4$ (端数切上げ) = 12日
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

POINT

- ・雇用保険加入者は、雇用保険法に規定する育児休業給付金が支給されるため対象外です。
- ・年間平均による保険者算定にあたり、産前産後休暇開始日の属する月以前の継続した期間において、標準報酬の月額(横浜市職員共済組合によって定められたものに限る)が定められている月が12月に満たない場合は対象外です。
例)採用から11月以内に産休を開始した場合等
- ・本人の意志にかかわらず、出産予定日の時期の違いによって、その後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬月額に差が生じていることを是正するものです。
- ・年間平均による保険者算定により標準報酬を決定した場合は、産休又は育児休業終了後、休業の終了時改定等が行われるまでの間、決定した標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されます。

3 申出方法

産前産後休暇を取得する組合員の定時決定における保険者算定

○様式:『産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書』

共済組合WEBサイト【申請書 一覧】からダウンロードしていただくか、各区局共済組合事務担当課から入手してください。

○提出先: 区局の共済事務担当課

区局の共済事務担当課にて『標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較(所属所記入欄)(産前産後休業の保険者算定用)』の記入処理を行い、※給与支給機関に送られます。

給与支給機関において、取りまとめの上、共済組合へ提出します。

※「給与支給機関」とは、市長部局は総務局労務課、交通局・水道局・医療局病院経営本部・横浜市立大学は各人事課、教育委員会事務局は教職員労務課です。

標準報酬等級表（令和5年4月1日）

報 酬		標準報酬等級			標準報酬 月額 (円)	標準 報酬 日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)		
		短期 給付	長期給付				短期 掛金 ①	長期給付②		介護 掛金 ③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)	
円以上	円未満		厚生 年金	退職等 年金給付	厚生年金 保険料	退職等 年金掛金							
0	～	63,000	1	※	※	58,000	2,640	2,601	8,052	660	488	11,313	11,801
63,000	～	73,000	2	※	※	68,000	3,090	3,050	8,052	660	573	11,762	12,335
73,000	～	83,000	3	※	※	78,000	3,550	3,499	8,052	660	657	12,211	12,868
83,000	～	93,000	4	1	1	88,000	4,000	3,947	8,052	660	741	12,659	13,400
93,000	～	101,000	5	2	2	98,000	4,450	4,396	8,967	735	826	14,098	14,924
101,000	～	107,000	6	3	3	104,000	4,730	4,665	9,516	780	876	14,961	15,837
107,000	～	114,000	7	4	4	110,000	5,000	4,934	10,065	825	927	15,824	16,751
114,000	～	122,000	8	5	5	118,000	5,360	5,293	10,797	885	994	16,975	17,969
122,000	～	130,000	9	6	6	126,000	5,730	5,652	11,529	945	1,062	18,126	19,188
130,000	～	138,000	10	7	7	134,000	6,090	6,011	12,261	1,005	1,129	19,277	20,406
138,000	～	146,000	11	8	8	142,000	6,450	6,370	12,993	1,065	1,197	20,428	21,625
146,000	～	155,000	12	9	9	150,000	6,820	6,729	13,725	1,125	1,264	21,579	22,843
155,000	～	165,000	13	10	10	160,000	7,270	7,177	14,640	1,200	1,348	23,017	24,365
165,000	～	175,000	14	11	11	170,000	7,730	7,626	15,555	1,275	1,433	24,456	25,889
175,000	～	185,000	15	12	12	180,000	8,180	8,074	16,470	1,350	1,517	25,894	27,411
185,000	～	195,000	16	13	13	190,000	8,640	8,523	17,385	1,425	1,601	27,333	28,934
195,000	～	210,000	17	14	14	200,000	9,090	8,972	18,300	1,500	1,686	28,772	30,458
210,000	～	230,000	18	15	15	220,000	10,000	9,869	20,130	1,650	1,854	31,649	33,503
230,000	～	250,000	19	16	16	240,000	10,910	10,766	21,960	1,800	2,023	34,526	36,549
250,000	～	270,000	20	17	17	260,000	11,820	11,663	23,790	1,950	2,191	37,403	39,594
270,000	～	290,000	21	18	18	280,000	12,730	12,560	25,620	2,100	2,360	40,280	42,640
290,000	～	310,000	22	19	19	300,000	13,640	13,458	27,450	2,250	2,529	43,158	45,687
310,000	～	330,000	23	20	20	320,000	14,550	14,355	29,280	2,400	2,697	46,035	48,732
330,000	～	350,000	24	21	21	340,000	15,450	15,252	31,110	2,550	2,866	48,912	51,778
350,000	～	370,000	25	22	22	360,000	16,360	16,149	32,940	2,700	3,034	51,789	54,823
370,000	～	395,000	26	23	23	380,000	17,270	17,046	34,770	2,850	3,203	54,666	57,869
395,000	～	425,000	27	24	24	410,000	18,640	18,392	37,515	3,075	3,456	58,982	62,438
425,000	～	455,000	28	25	25	440,000	20,000	19,738	40,260	3,300	3,709	63,298	67,007
455,000	～	485,000	29	26	26	470,000	21,360	21,084	43,005	3,525	3,962	67,614	71,576
485,000	～	515,000	30	27	27	500,000	22,730	22,430	45,750	3,750	4,215	71,930	76,145
515,000	～	545,000	31	28	28	530,000	24,090	23,775	48,495	3,975	4,467	76,245	80,712
545,000	～	575,000	32	29	29	560,000	25,450	25,121	51,240	4,200	4,720	80,561	85,281
575,000	～	605,000	33	30	30	590,000	26,820	26,467	53,985	4,425	4,973	84,877	89,850
605,000	～	635,000	34	31	31	620,000	28,180	27,813	56,730	4,650	5,226	89,193	94,419
635,000	～	665,000	35	32	32	650,000	29,550	29,159	59,475	4,875	5,479	93,509	98,988
665,000	～	695,000	36			680,000	30,910	30,504	59,475	4,875	5,732	94,854	100,586
695,000	～	730,000	37			710,000	32,270	31,850	59,475	4,875	5,985	96,200	102,185
730,000	～	770,000	38			750,000	34,090	33,645	59,475	4,875	6,322	97,995	104,317
770,000	～	810,000	39			790,000	35,910	35,439	59,475	4,875	6,659	99,789	106,448
810,000	～	855,000	40			830,000	37,730	37,233	59,475	4,875	6,996	101,583	108,579
855,000	～	905,000	41			880,000	40,000	39,476	59,475	4,875	7,418	103,826	111,244
905,000	～	955,000	42			930,000	42,270	41,719	59,475	4,875	7,839	106,069	113,908
955,000	～	1,005,000	43			980,000	44,550	43,962	59,475	4,875	8,261	108,312	116,573
1,005,000	～	1,055,000	44			1,030,000	46,820	46,205	59,475	4,875	8,682	110,555	119,237
1,055,000	～	1,115,000	45			1,090,000	49,550	48,897	59,475	4,875	9,188	113,247	122,435
1,115,000	～	1,175,000	46			1,150,000	52,270	51,589	59,475	4,875	9,694	115,939	125,633
1,175,000	～	1,235,000	47			1,210,000	55,000	54,280	59,475	4,875	10,200	118,630	128,830
1,235,000	～	1,295,000	48			1,270,000	57,730	56,972	59,475	4,875	10,706	121,322	132,028
1,295,000	～	1,355,000	49			1,330,000	60,450	59,663	59,475	4,875	11,211	124,013	135,224
1,355,000	～		50			1,390,000	63,180	62,355	59,475	4,875	11,717	126,705	138,422

※長期給付は、報酬が83,000円未満の場合も、1等級（標準報酬月額88,000円、標準報酬日額4,000円）です。また、報酬が665,000円以上の場合も、32等級（標準報酬月額650,000円、標準報酬日額29,550円）です。